

○桑名市広告掲載要綱

平成19年 1 月18日

告示第17号

改正 平成20年 7 月23日告示第146号
平成23年 4 月 1 日告示第82号
平成24年 3 月30日告示第59号
平成25年 3 月29日告示第65号
平成26年 3 月28日告示第78号
平成27年 3 月31日告示第95号
平成27年 9 月14日告示第190号
平成29年 3 月31日告示第86号
令和 3 年 3 月31日告示第102号
令和 5 年 3 月31日告示第77号
令和 5 年10月 6 日告示第217号
令和 6 年 3 月29日告示第122号
令和 7 年 3 月31日告示第108号

注 令和 6 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 部長等 桑名市組織条例（平成16年桑名市条例第11号）に定める部の長、その他の部局にあっては、教育部長、議会事務局長、消防長その他これに類する職にあるものをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動等に係るものと認められるもの

(4) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

(5) 個人の氏名を広告するもの

(6) 美観風致を害するおそれがあるもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(8) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類等)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類及び広告の規格並びに広告掲載位置等は、部長等が別途定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、

部長等が別途定める。

（広告掲載の決定等）

第7条 市長は、前条の募集により申込みのあったときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

（企画提案による広告掲載）

第8条 前3条の規定にかかわらず、民間企業等からの企画提案による広告掲載については、桑名市公民連携広告事業提案制度実施要綱（平成27年桑名市告示第190号）の定めるところによる。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。ただし、市の広報印刷物及びホームページの広告原稿については、申込み時に指定する場所に提供するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

（広告掲載の取消）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告の内容等が第4条の規定に反すると判断したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告掲載が妥当でないと市長が認めたとき。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合において、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

（広告掲載料の返還）

第12条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、納付済みの広告掲載料は当該広告主に返還する。ただし、第10条の規定により、広告掲載を取り消したときは返還しない。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（審査機関）

第14条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、桑名市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は理事（デジタル最高責任者・スタートアップ・GX戦略担当）を、委員は総務課長、グリーン資産創造課長、人権センター所長、生涯学習課長、秘書広報課長及びブランド推進課長をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（令6告示122・令7告示108・一部改正）

（会議）

第15条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、グリーン資産創造課において処理する。

(広告を掲載した物品等の受入れ)

第17条 市長は、広告を掲載した印刷物その他これらに類する物品（以下「物品等」という。）を受入れることができる。

- 2 前項の規定による物品等の受入れは、公募により行うことができる。この場合において、第7条の規定を準用するものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年1月18日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定にかかわらず、第3条第1号に規定する広告媒体のうち、広報印刷物及びホームページについては、平成19年5月31日までの間は、それぞれ広報くわな広告掲載取扱要綱（平成16年桑名市告示第2号）及び桑名市ホームページ広告掲載要綱（平成18年桑名市告示第187号）の規定を適用する。

(広報くわな広告掲載取扱要綱及び桑名市ホームページ広告掲載要綱の廃止)

- 3 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 広報くわな広告掲載取扱要綱（平成16年桑名市告示第2号）

(2) 桑名市ホームページ広告掲載要綱（平成18年桑名市告示第187号）

附 則（平成20年7月23日告示第146号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第82号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第59号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第65号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第78号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第95号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月14日告示第190号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第86号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第102号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第77号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月6日告示第217号）

この告示は、令和5年10月10日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第122号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第108号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。